

第 64 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 25 年 5 月 17 日（金）13：00 ～ 14:00

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、安部委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、
竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田中総務省総務審議官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 51 号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (2) 統計法の施行状況について
- (3) 諮問第 52 号「農林業センサスの変更について」
- (4) 諮問第 53 号「日本標準産業分類の改定について」
- (5) 専門委員の発令等について
- (6) 部会の審議状況について
- (7) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第64回統計委員会を開催いたします。

本日は縣委員、川本委員が御欠席でございます。

本日、総務省から田中総務審議官が御出席予定でございますが、遅れておられます。

それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 御手元の議事次第をもとに御説明いたします。

本日予定されております議事は7つございます。

第1「統計法の施行状況について」。対応する資料は資料1でございます。

議事2、3、4はそれぞれ個別案件の諮問でございます。

議事2は経済産業省生産動態統計。

議事3は農林業センサス。

議事4は日本標準産業分類。

それぞれ諮問案件でございます。対応する資料は資料2、3、4でございます。

この諮問案件に対応いたしまして、専門委員会の発令等を行います。対応する資料は資料5でございます。

そして、「部会の審議状況について」でございまして、資料7が対応いたします。

あとその他の議事がございます。

私のからの説明は以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。議事の順番を変えて進めてまいりたいと思います。

オブザーバーとして出席いただいている府省庁におきまして、人事異動がございました。これに伴いまして出席していただく方にも変更がございますので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

農林水産省坂井統計部長、お願いいたします。

○坂井農林水産省統計部長 御紹介いただきました坂井でございます。よろしくお願ひいたします。

○樋口委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問第51号の経済産業省生産動態統計調査の変更につきまして統括官室から説明をお願いします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 それでは、最初に政策統括官室から諮問について説明させていただきます。

諮問の1件目ということで資料2を御覧ください。本件件名は書いてあるとおりで、経済産業省生産動態統計調査の調査計画の変更でございます。

政策統括官室から最初に審査を担当する立場から、調査の概要、主な変更内容、本委員

会で御審議いただきたい重点事項の計3点につきまして簡単に御説明いたします。

まず1点目ですが、調査の概要です。資料2の後ろの方の参考の6ページを御覧ください。本調査は鉱工業に関する基礎資料を得ることを目的といたしまして、昭和23年1月から標本調査として月次で実施されております。

調査の対象ですが、工業及び経済産業省が所管される製造業の主要品の1,700品目ということで、医薬品や木材、鉄道車両等は除かれております。

対象事業所数は約1万7,000事業所でございます。

主な利用状況ですが、次の7ページを御覧ください。御案内のとおり代表的な利用例ですが、経済産業省のIIP、内閣府のQE、10基本表の基礎データとして景気判断、産業活動分析の場面で利用されてございます。

2点目は主な変更内容ですが、同じく資料2の参考の8ページを御覧ください。ここに書いてあるとおり、大きく分けて5点ございます。

上の四角囲みから順に御説明しますと、現在延べ数で2,600ある調査品目を削減することが一つ。

2つ目は、設備の生産能力調査への変更など、調査項目を変更すること。

3つ目は、調査組織、いわゆる調査実施機関を変更すること。

4つ目は、調査票の統合・廃止等でございます。

変更内容等の詳細につきましては、後ほど調査実施者である経済産業省から御説明されます。

3点目は本委員会で審議をお願いしたい重点事項についてです。お戻りいただきまして、資料2の参考の4ページの3を御覧ください。

まず(1)の審議する際に用いる統一基準の考え方でございます。これが適当か否かということでございます。ここで統一基準という耳慣れない言葉が出ておりますが、本調査については、先ほど御説明したとおり月報ベースで111、品目ベースで1,700、原材料等ベースで170余りと多種多様な品目等を調査するものですが、基本的な考え方は共通しております。

本委員会では、直近で生産動態統計調査につきましては13年9月、22年3月に諮問されておりますが、審議の際の一つの工夫といたしまして基本的考え方を併せて審議しまして、個別事項はその考え方に該当しているかどうかについて審議するという2段階方式になっております。今回も部会長に御相談した上で、それを踏襲する予定でございます。

ただ、当該基準につきましては、22年答申時に部会長意見におきまして、平成13年に当該基準を作られたのですが、10年余を経過しておる、その内容の全てが経済・社会状況等の変化に必ずしも対応していないということで、見直しが必要であるという指摘を受けております。今回、経済産業省は当該基準の見直しを提案されておりますので、それが平成22年当時の部会長の御指摘に沿ったものかにつきまして御審議いただきたいということでございます。

2点目ですが、(2) 前回答申時での課題への対応が適切になされているかというところ です。ざっと見た感じ4点ございますけれども、例えばエの月末従事者の名称変更ですけれども、今回の基本計画でも指摘されております。

資料2の参考の12ページを御覧ください。表の中ほどに「常用従事者」とありますが、本調査に関してはこれに用語及び定義を統一しており、既に対応済みでございます。

もう一度5ページにお戻りいただきたいと思っております。3点目は「(3) 加工統計の推計精度への影響」でございます。ここでは2つの問題意識があります。

本調査はIIPやIOのリソースとなっているわけですが、平成11年時点と比べますと月報数で21、品目数で750程度減っております。今後とも品目数等が削減されれば、加工統計側の推計精度に影響は出ないのかというのが1点でございます。

2点目は、製造業はIIP、サービス業はCSPI、CGPI等いろいろな指数があるわけですが、その連携を確保することでございます。御案内のとおり、SNAやIO、IIPなど重要な指標につきましては既に基幹統計となっておりますが、本委員会では専門に議論する場もないため、この点につきましては今回の諮問時に関連して議論していただくというものでございます。

政策統括官室からの説明は以上ですが、引き続き経済産業省から調査事項の詳細について御説明いただきます。

○瀬下経済産業省参事官補佐 生産動態統計の改正内容の主な点を御紹介させていただければと思います。

品目数でございますが、149品目と統廃合という感じで削減しております。一方、これから生産等が伸びるだろうと思われましてLED照明器具、化学強化ガラス等審議品目6品目について新しく調査をしたいと考えてございます。

統廃合ですが、横に統合する品目73品目とございますが、代表例、鉄丸くぎ、特殊くぎあわせて鉄くぎとして調査をするということで、必ずしもデータが消えるわけではないことを御紹介しておきたいと思っております。

それから、調査項目の変更。能力に基本的には変えていきたいと考えてございます。それも下にタイヤの例がございまして、今までは新ゴム量、ゴムの加工量をとっておりましたが、タイヤであればタイヤの本数で能力を捉えて生産実績等稼働率を適正に表したほうがいいかなということで工夫をいたしました。

その次の囲いで対象範囲の変更。8月報ほど従業者規模の変更をしたいと思っております。生産動態統計は従業者数が40名ですとか50名で切っておりますので、プラスチック製品月報等について40名から50名ということで記入者負担の軽減を図っていききたい、その場合の影響はどうかというのをも併せて部会等で御審議いただきたいと考えてございます。

あとは調査票の統合等ですので、ここに書いてある代表例で省略させていただければと思います。

時間の関係で手短になりました。

○樋口委員長 ありがとうございます。

本件は産業統計部会に付議する予定になっております。同部会で御審議いただきますが、この際何か特段御質問、御意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま申し上げましたように、本件については産業統計部会で御審議いただき、その結果を本委員会に御報告をいただくことにしたいと思っております。西郷部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を戻したいと思っております。「統計法の施行状況について」です。平成24年度統計法施行状況報告につきまして、田中総務審議官から提出をお願いしたいと思っております。

(田中総務審議官より樋口委員長に報告書の手交)

○樋口委員長 どうもありがとうございます。

それでは、田中総務審議官から御挨拶をお願いいたします。

○田中総務省総務審議官 総務審議官の田中でございます。

遅れてまいりまして議事の変更をしていただくなど、本当に不始末を犯してしまいました。委員長を初め、皆様方に大変御迷惑をかけて申しわけございません。言い訳するような話ではないのですけれども、お詫びから入らせていただきたいと思っております。

本日はもともと御案内のとおり私どもの坂本副大臣が御出席させていただきまして御挨拶する予定でございましたけれども、先ほど1時から衆議院本会議が本日始まりまして、法案の採決を伴う案件が加わりました。これも御役目でございますので、どうしても本会議に出席しなければいけないものですから、やむを得ず御欠席となりました。私が代わりの指示をいただいたのですけれども、こちらの会場に向かっている最中に大臣から電話が入りまして、大臣も衆議院本会議に出る予定で、その直前にすぐ来いということで実は院内に行っておりました。本当に申し訳ございません。失礼いたしました。

なお、副大臣からメッセージを預かっております。「樋口委員長を初め、委員の皆様にお会いしたいのですが、このようなことになり大変残念でございます、委員の皆様にご挨拶申し上げます」ということでございます。この場で御紹介させていただきます。

ただいま御覧いただきましたように、平成24年度の統計法施行状況報告のうち、基本計画に関する部分につきまして樋口委員長に提出させていただきました。

さて、政策評価の重要性につきまして認識の浸透が進んでまいりまして、それに伴いまして判断材料を提供する統計に対する各方面からの要請が強くなってきているところでございます。樋口委員長初め、委員の皆様には公的統計の適正な発展のために日ごろから精力的な御審議を賜っておりまして、心から感謝を申し上げます。先ほどお渡しいたしました報告は、例年と異なりまして次期基本計画の策定に向けた作業を進める中での報告でございます。ぜひとも御審議を通じましてアイデアを賜りたいと考えております。

改めまして委員の皆様にご心より感謝をいたしまして、おわびを申し上げつつ御挨拶とさせていただきます。大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、田中総務審議官は公務がございますので退席いたします。本日は御出席どうもありがとうございました。

(田中総務審議官退室)

○樋口委員長 それでは、総務省からただいまいただきました施行状況報告について概要の説明をお願いしたいと思います。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、御説明させていただきます。

例年の報告でございます。異なるところを中心に若干申し上げまして御報告とさせていただきますが、資料のダブルクリップをとっていただきまして、そうすると幾つか分冊に分かれている一番最後に1枚紙がついてございます。

○樋口委員長 資料1ですね。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 資料1でございます。

1枚紙の表面のところはもう釈迦に説法でございます。細かくは申しません。ただ、例年と異なる点は、委員会の御審議のお話もございまして、各省庁に多大な御協力をいただきまして、年度末から年度初めの忙しい時期に報告をまとめて、基本計画部分のみ前倒し1カ月で報告させていただいております。この場をお借りして共同事務局の片割れとして各省の皆様にも御礼申し上げます。

この中身でございますが、結局計画の実施状況についていえば、今回どういう分類をしたかということについての詳細は後ほどの部会で御説明させていただきますが、大体用語は例年と変わらないと考えていただきますと、各省からの報告によれば実施済み50.5%及び継続実施、これは性格的にずっと続けてやるものという整理でございますが、これは30.1%、それから、今年度でございますけれども、計画年度の最終年度に当たる年度中に実施予定とまで言い切れるものが7.7%。単純に計算しますと、ここまででほぼ9割。基本計画についてはそのような形で認識しているということでございます。

他方、実施可能ではあるが、まだその現実の実施までめどが立っていないものが9.7、また性格的に少し実施が困難と言わざるを得ないのではないかとということについては2.0ということに相成りましてございます。

24年度の取り組み実績はここで御審議いただいたことによる成果でございますので、くたくたくは申しませんが、このようなことがまず上げられるかと存じます。

以上の内容につきまして、また詳細表につきましては先ほど中の本体を見ていただければ、大体例年の形に加えた変更については後ほどの部会審議の際にでも詳細に説明させていただきたいと思っております。

なお、そういう関係もございまして、報告書は、普通は1つの冊子にきれいにまとめさせていただきますという形でしたが、今度基本計画以外部分も加えた形で次の機会にまた御報告

させていただきます。基本計画部分については御覧のとおり本編、資料編となって分冊にしておりますけれども、この部分については深い意味はございません。単にホッチキスのキャパシティーの問題でございますので、1つの冊子としてお考えいただければと思います。

以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

私からも各府省に対しまして御礼申し上げたいと思います。例年よりも前倒しということで、基本計画関連事項について取りまとめていただきましてありがとうございます。我々も慎重にこの後審議してまいりたいと思っております。

ただいま総務省の方から御説明がありましたように、参考3にございます法律の施行の状況に関する事項の審議は基本計画部会の所掌となっておりますので、本件につきましては基本計画部会に付託することにしたと思います。なお、同部会は本日この後開催される予定でございますので、本件についてはそこで詳しく御議論をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事をまた進めてまいりたいと思いますが、続きまして諮問第52号の農林業センサスの変更につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、政策統括官室から諮問の概要や前回の農林業センサスに係る統計委員会答申の指摘等について御説明させていただき、調査計画の変更内容の詳細につきましては調査実施者である農林水産省の方から後ほど御説明をさせていただきます。

まずお手元の資料3のクリップを外していただきまして、資料3の一番最後に参考としてお付けしております「諮問の概要」という資料を御覧いただければと思います。

初めに農林業センサスの概略について簡単に御説明いたしますと、農林業センサスは農林水産省が実施する基幹統計調査でございまして、1950年、年号で申しますと昭和25年に第1回目のセンサスが実施されまして、以来現在まで5年ごとに実施されております。次の2015年の調査は第14回目のセンサスということになります。

この調査は「諮問の概要」の1ページ目の中ほどに「農林業センサスの調査票の概要」ということで表形式の形で整理させていただいておりますが、こちらに記載しておりますとおり、まず農林業経営体に対しまして経営耕地あるいは保有山林面積、農業労働力、農畜産物の生産状況等について、また市区町村や農業集落の精通者に対しまして森林・林野面積や農業集落の立地条件等について調査員や郵送調査等により調査をしている全数調査でございます。

調査結果につきましては、各種交付金の算定あるいは農林業関係制度・事業における各種基準の設定等の際の基礎資料として、幅広く利用されております。

今回の諮問事項でございまして、調査計画内容の変更を承認することでありまして、具体的な変更内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり後ほど農林水産省のほうから

御説明がございましたけれども、大まかに申しますと、農林水産省の各種施策をより一層推進するための、実態把握の充実あるいは地方公共団体の実査体制の現状を踏まえた調査の効率的な実施等の観点から、調査票の様式、調査事項、調査方法、調査時期を変更するというものであります。

今回御審議をお願いしたい事項といたしましては、こうした調査計画内容の変更の適否のほか、平成22年に実施されました前回の農林業センサスに係る統計委員会の答申で指摘されました今後の課題への対応状況の適否についても御審議をいただきたいと考えております。

今後の課題の具体的な内容につきましては「諮問の概要」の9ページを御覧いただければと思いますが、これは前回の答申の今後の課題の部分の抜粋でございますけれども、この中で3点課題が指摘されているところであります。

まず1点目は（1）という部分ですが、「農林業経営体調査についてインターネット申告、いわゆるオンライン調査の併用を可能とすることを検討すること」というものでありまして、この指摘を受けまして今回一部市町村においてオンライン調査の試験的導入が計画されております。

2点目は（2）という部分ですけれども、「農林業経営体調査について経営体の形態に応じて調査事項に差異を設けた調査票の設計を検討すること」というものであります。調査対象である農林業経営体につきましては、いわゆる家族経営のものと会社形態のものと大きく2種類のものでございまして、両者には調査事項に相違があるといったことで、その点を考慮して調査票を設計する必要があるという趣旨であります。この指摘を受けまして、今回家族経営のものと会社形態のもの、この両者が回答する調査事項は調査票の前の方にまとめて配置する、一方だけが回答する調査事項はその旨を色彩等で明確にする等、いろいろな工夫を講じているところであります。

課題の3点目、（3）の部分でございますが、「農業集落としての集落機能を維持する上で有用な情報を利用するため、国勢調査の調査区情報などを活用できるよう検討すること」というものであります。これは例えば農林業センサスで把握されました経営体あるいは農業集落の情報と国勢調査の情報をリンケージしたデータが作成されれば、農林業関係の施策あるいはその他いろいろな施策の基礎データとして有用なものになるだろうといった観点から指摘されたものでございます。この指摘を受けまして、現在、農林水産省におきましては、農林業センサスの結果と国勢調査の地域メッシュ統計をリンケージした小地域別のデータセットの作成作業が進められているところであります。こうした前回答申で指摘されました課題への対応状況についても御審議をいただきたいと考えております。

さらに「諮問の概要」の6ページ目を御覧いただければと思います。最後の部分でございます。ここで特記事項の（3）という形で記載しておりますけれども、一昨年（2011年）の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島といった県におきましては当然農林業にも大きな被害が生じており、これらの地域における農林業は依然として復興途上の部分もあ

るといふことで、農林業センサスの実施に当たりましてこのような状況への配慮が必要であらうと考えているところであります。こうした状況を踏まえまして、農林水産省におきましては、こういった地域におきまして調査期間の延長あるいは調査対象名簿の整備の支援等の措置を講じることとしておりまして、こうした点についても御審議をいただきたいと考えているところであります。

諮問の概要に関する私からの説明は以上でございます、引き続き調査計画の変更内容につきまして、農林水産省のほうから御説明いただきます。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 それでは、調査実施者である農林水産省大臣官房統計部センサス統計室から調査計画の内容の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

資料の説明に入ります前に、農林業センサスにつきましては、2010年の調査結果を活用して、これまで3回東日本大震災により被害を受けた経営体の経営再開状況を集落単位で把握をしております、今年の3月11日時点では74%の経営体の経営再開という結果を発表しておりますが、大震災後、個別の経営体について把握を行っていきますのは2015年農林業センサスが初めてであることを説明させていただきます。この結果が復興のベンチマークとして重要な役割を果たしていくものと考えているところでございます。

それでは、「諮問の概要」の1ページからになります。1の(1)ですが、新たに農林業経営体調査票もOCR対応調査票として全ての調査票のOCR化を図って、都道府県段階の業務の効率化を図ることとしております。これまでの経験から、誤読を防ぐため1マスの大きさなども十分配慮した大きさとしているところでございます。

(2)の調査事項でございますが、政府の日本経済再生本部から喫緊の重要政策課題として攻めの農業政策の構築が求められており、その具体化の検討が進む中でその方向を踏まえた対応が必要となっております。農林業経営体につきましては、そうした政策の方向を踏まえた農林業に関する実態把握の充実を図る観点から、2ページの表のとおり、「農業経営の常雇い」を担い手の育成の観点から年齢階層別に把握すること、「野菜」、「果樹」、「工芸農作物」の個別品目別に激甚災害指定の基準となる農業所得推定額の精度向上と今後の政策展開に伴う各小地域での生産構造の変化の観点から延べ面積を把握すること、農業生産に関連した売上金額と事業別の割合を農政の柱である6次産業化を把握する一般統計調査の「農業農村の6次産業化総合調査」の母集団とする観点から把握すること、林業作業の受委託を行っている山林面積を林業経営体育成等の観点から把握することとしたいと考えております。

次に農山村地域調査につきまして、イの市区町村用調査票において地方公共団体、農協等の運営主体別産地直売所数は、先ほどの農業農村の6次産業化総合調査により把握が可能となることから削除することとしたいと考えております。

また、ウの農業集落用調査票につきましては、生活関連施設までの所要時間及び活性化のための活動状況を定住化や集落機能、コミュニティーの維持・再生政策の観点から把握

することとしたいと考えております。

3 ページ、(3) の調査方法につきまして、前回答申における御指摘を踏まえ、農林業経営体調査票を用いる調査にオンライン調査を試験的に導入したいと考えております。全国農業地域別に1～2の市町村を抽出し、合わせて10～20の市町村の全ての農林業経営体、約1万～2万の農林業経営体になりますが、オンライン調査を選択できるようにして、調査員、市町村、調査対象間でのオンライン報告手法の伝達の状況でありますとか、調査員、市町村段階での新たな業務負担の規模や種類あるいはコールセンターの対応状況など、本格的導入を円滑に図るための検討材料を得ることを目的としております。

次に(4)の調査時期につきましては、農林業経営体調査について、豪雪地帯の実査における安全確保の観点から調査票の配布時期を1か月早めて12月15日に、農山村地域調査について、統計調査員の確保を図る観点から農林業経営体調査より時期を遅らせ、調査票の配布時期を4月1日、回収期限を6月末日としたいと考えております。

また、(5)になりますが、平成26年度は大規模調査が重なっておりますので、地方公共団体の業務負担の軽減を図る観点から、調査準備を6か月程度の早期化を図ることとしたいと考えております。

以上でございます。

○樋口委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

インターネット調査を本番の調査で試験的に行うのがどんなものなのかなと思ったところもございしますが、それも含めて部会で御審議いただきたいと思っております。この案件につきましても、大変ですが産業統計部会、是非よろしく御審議のほどいただきたいと思っております。

特段の御質問、御意見がなければそのようにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、よろしければ産業統計部会で御審議いただき、その結果を本委員会で御報告いただきたいと思っております。重なったの審議で、西郷部会長初め、部会の皆さんに御迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次の諮問第53号の日本標準産業分類の改定につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○高田総務省政策統括官付統計審査官 総務省政策統括官室統計審査官の高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日本標準産業分類の変更の諮問について御説明させていただきます。資料4になりますが、恐縮ですがダブルクリップを外していただければと存じます。

一番上についてございますのが諮問文でございますが、日本標準産業分類の変更について別紙のとおり変更するに当たり、統計委員会の意見を求めるとしてございます。

その後ろに別紙として分厚いホッチキス止めでございますが、これが今回変更ということでお諮りする案でございます。

まず「第1章 一般原則」といたしまして、第1項の産業の定義から始まりまして6ページほど、一般原則が最初についてございます。

その次に、済みません、ページを打っていないのですけれども、7ページ目からが分類項目表ということで、大分類が20個ございます。その後ろにそれぞれの実際の項目が並んでございます。変更部分については下線を付しておるのでございますけれども、かなり飛び飛びになってございますので、変更箇所についてはこちらの資料ではなく、この後ろの別添の参考で御説明させていただきます。

それでは、後ろに付いてございます資料4の参考1を御覧いただきたいと存じます。今回の諮問の概要についてこちらで御説明させていただきます。

まず、「『日本標準産業分類』とは」ということでございますけれども、統計調査の結果を産業別に表示する際の統計基準でございまして、統計法でいう統計基準として設定してございます。現行のものは平成19年に改定いたしました第12回改定版でございます。実際の分類項目につきましては、先ほど分厚いものを御覧いただきましたけれども、大分類が20、その後4段階に分かれてございまして、大中小細ということで、一番細かい分類は1,400ほどになっているところでございます。

「3 今回改定の目的」でございますけれども、前回の改定、平成19年から5年を経過いたしまして、その後の新産業の状況等を踏まえた改定を行う、そして、来年度には事業所に関する母集団情報を更新する経済センサス基礎調査が実施されますので、それに間に合うように改定を行うものでございます。いわゆる基本計画におきまして、統計基準についてはおおむね5年ごとに改定の必要性について検討するとされてございまして、今回の改定はこれに対応したものでございます。

次の改定の概要でございまして、この改定案をどのように検討したか簡単に御紹介いたしますと、私ども総務省だけでこの改定案をまとめたわけではございませんで、関係府省の皆様の多大な御協力をいただきました。そして、関係府省の共同作業という形で改定案を検討いたしまして、本日お示しするような改定案を取りまとめたものでございます。実は前回の平成19年の改定は大分類の変更を伴う大規模なものでございましたけれども、その後の大きな状況変化もなかったことから、今回の改定案は比較的小規模なものにとどまっているものでございます。その中でもサービス業を中心に幾つか新産業の成長を踏まえた項目の新設を考えているところでございます。

「4 改定案の概要」でございまして、(1) (2) ということで分けて書いてございます。

まず、(1)の一般原則の扱いでございます。先ほど6ページほどあるものを御覧いただいたのが一般原則でございまして、これについては従来から分類項目と一体的に定めてきたところではございますけれども、産業分類として総務省が告示する際には、実は一般原則は告示に含めてございませんでした。これにつきましては平成21年に日本標準職業分類について統計委員会で御審議いただいた際の答申で、一般原則についても統計基準に含め

ることが適当との答申をいただきまして、職業分類については既にそういう形にしてございます。そのときの答申の御趣旨を踏まえまして、産業分類についても一般原則を統計基準に含めようという、これが（１）でございます。

次の「（２）分類項目の変更」でございます。まず、項目の新設といたしましては小分類が１つ、細分類が５つでございます。最初の幼保連携型認定こども園でございますけれども、実はこれは２年後の新制度の施行が見込まれるものでございますけれども、現在のものから相当程度の移行が見込まれること、また政策上統計をとられる必要性も見込まれることから分類を新設しようというものでございます。業務の内容を鑑みまして、大分類の「教育、学習支援業」の下に小分類「幼保連携型認定こども園」を設け、その下に細分類を設けようということでございます。

次の「ii 市場調査・世論調査・社会調査業」でございます。説明が２ページになっておりますけれども、これは従来、「3929その他の情報処理・提供サービス業」というところに含まれてございました。ただ、これにつきましては、最近は事業所数も相当程度の数があること、活動の特徴から見ても一つの産業として把握できること、国際的にも一つの産業活動として把握されていること等の理由から、項目を独立させて新たな細分類として設けることが適当であろうと考えたものでございます。

次の「iii リラクゼーション業（手技を用いるもの）」、３ページに行きますと一番上に「iv ネイルサービス業」、このページの真ん中あたりに「v コールセンター業」を並べてございますけれども、これら３つにつきましても先ほどと同様、事業所数として一定の規模があること、活動内容としても一つの産業として認識できること、統計として把握することの政策ニーズも認められること等の理由から、新設が適当と我々は考えたものでございます。

４ページ目に移らせていただきます。「イ 分類項目の移動」が一つございます。これについては、床板製造業について最近の実態を踏まえまして分類項目を移動しようというものでございます。

次の「ウ 分類項目名の変更」でございますけれども、これにつきましては制度変更等を受けまして項目名を変更するものでございます。

４ページ目の下の方、「5 その他特記事項」ということで（１）（２）でまとめてございます。

まず（１）は第12回改定、前回改定の際の統計審議会で御指摘をいただいた事項でございます。実はこの時の答申では今後の課題と明示して御指摘いただいたものはございませんでしたけれども、分類項目の新設等の答申文の中に幾つか御指摘がございました。具体的には次の５ページ目に表としてまとめてございます。

例えば１点目につきましては、大分類「農業、林業」の統合・新設が前回行われました。それまでは農業と林業それぞれ大分類が立っていたのでございますけれども、前回改定でこれを１つの大分類に統合いたしました。ただ、農業、林業につきましてはそれぞれ国勢

調査の統計データが行政施策上も使われていることから、大分類では統合したけれども、引き続き農業、林業というデータは必要だというお話がございまして、それにつきましては前回答申でここに書いてあるような御指摘をいただいたところでございます。これにつきましては平成22年の国勢調査におきまして統計局のほうで「農業、林業」という大分類で数字を表章しつつ、その下に「うち農業」ということで、農業の数字を別掲することによりまして対応していただいていると私どもは確認してございます。

あとここに4つほど書いてございますけれども、これらの前回答申での御指摘事項についても私どもは今回改定案の検討の際に対応状況を確認しているところでございます。

最後の「(2) 今回の分類の変更の検討について」でございますけれども、従来同様、小分類・細分類の新設・廃止等につきましては直近上位の分類に対して1割という量的な基準を設けつつ、産業構造の変化等を総合勘案して検討してまいりました。

また、今回の検討に当たっては、結果的に改定案には盛り込まなかったものの、十分な検討を求められた事項といたしまして①②ということで、①「調剤薬局」の属すべき大分類、調剤薬局は現在「卸売業、小売業」に分類してございますけれども、これを「医療業」とすべきや否やという問題でございます。②といたしまして、「レッカー業」は、現在は独立した分類にはなっていないけれども、細分類して新設することがどうかというような、十分検討を求められる事項がございました。

私どもとしてはこのような状況に鑑み、従来勘案してきた事項についても整理を行いまして、2ページ後ろになりますけれども、別添2ということで「日本標準産業分類における小・細分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方」を改めてペーパーという形で整理いたしました。この詳細は時間の関係で省略させていただきますけれども、まず客観的な量的基準を満たしているか、それ以外にも2番目といたしまして、国内産業の中でのプレゼンスの状況あるいは産業としてきちんと把握できる状況であるとか、他産業との関係に特徴的なものがあるか、こういう観点で検討してまいりました。先ほど新設項目について御説明いたしましたけれども、ここに掲げてございますような量的にどうかでございませうか、政策的ニーズでございませうか、一つの産業として把握できるか、そういう観点から検討してきたものでございます。

資料といたしましては、この後に参考2といたしまして今回の分類項目の新旧対照表、次の参考3といたしましてこれまでの日本標準産業分類の大項目の変遷を掲げてございます。先ほど申しましたように、前回、前々回がかなり大規模な改定でございましたけれども、今回はそれに比べると大分類レベルでの変更はないものでございます。

最後に、参考4といたしまして国連で定めてございます国際標準産業分類との対比表をつけてございます。

私からの資料の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございます。

日本標準産業分類の改定につきましては、当初の予定よりも1カ月ほど遅れて諮問がな

されることになりました。この間、統括官室のほうにまず分類についての基本的な考え方について整理をお願いし、それに沿って審議をしていきたいと考えております。ケースバイケースということもあるかと思いますが、そのプリンシプルに従った場合どうなるのかということを中心として審議したいこともあり、この間1カ月ほど時間をとったというようなこととなります。統計基準部会でのこの案件につきましては御審議いただくことになっておりますが、ここにおいて何か特段の御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、諮問の中でも提起されました特に課題として掲げられてありますことにつきましても慎重に御審議いただきたいと考えております。この諮問は統計基準部会で御審議いただきたいと考えており、またその結果につきまして本委員会に御報告をお願いしたいと思います。深尾部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

今回諮問されました3件の審議に御参加いただくため、資料5のとおり6名の専門委員を本日5月17日付で任命していただきました。その結果、その裏面の資料6にございます部会に所属すべき委員及び専門委員という一覧表も添付されているかと思いますが、こういった方々で今後の審議を進めていってほしいと思います。これまではその都度追加して任命されます専門委員だけリストアップしましたが、これまで任命されている方々の全専門委員のリストを添付いたしました。

次にサービス統計・企業統計部会に付議されております経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更の審議状況につきまして、廣松部会長から御報告をお願いいたします。

○廣松委員 それでは、御報告いたします。

この経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更については3月の第63回統計委員会において諮問がなされ、サービス統計・企業統計部会に付議されたものでございます。その内容を勘案いたしまして、部会長としては計6回の部会を予定しており、1回目を4月15日、2回目を4月23日、3回目を5月8日に実施いたしました。

これまでの計3回の部会では平成26年基礎調査において総売上高を把握することの適否が今回の審議の最も重要な論点であるということ踏まえて、総売上高を重要な項目としている事業所母集団データベース、いわゆるビジネスレジスターですが、その整備との関係及び総売上高を層化項目とする必要性、地方公共団体の負担増への対応、他の基幹統計調査等との重複是正への対応、そして本調査の前に実施する企業構造の事前把握の各論点について、合計7時間にわたって審議をいたしました。

これまでの審議により総売上高を把握することについての議論を尽くしたところであり、結論としてはほぼ適当という合意がなされたと思っておりますが、次回の部会において、平成26年基礎調査において総売上高を把握することの効果と懸念される事項について整理した資料を事務局と調査実施者が協力して作成していただき、それをもとに部会としての結論を出す予定でございます。

それでは、各回の審議のポイントを簡単に紹介させていただきます。資料7でございます。

まず、第31回の部会でございますが、資料7の1ページを御覧ください。

事務局から諮問の概要及び第63回統計委員会において出されました意見について、また調査実施者から経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更案及び前回の答申の中の今後の課題への対応状況について説明を受けました。その後、部会長である私と事務局が相談の上、作成いたしました審査メモに沿って審議を行いました。これは後の第32回、33回も同様の形式をとっております。まず審査メモにより調査事項の変更のうち、総売上高の把握の論点のうち事業所母集団データベースの整備との関係及び総売上高を層化項目とする必要性について審議を行いました。

資料7の1ページ目、下から3つ目の「・」でございますが、そこでございますとおり総売上高を把握するに当たっては総売上高の定義をしっかりとすること、また総売上高を把握する理由とその意義を調査対象者に十分説明することが重要であるという意見が出されました。一方、資料7の3ページの下「・」のところでございますとおり、総売上高を層化項目とすることについては経済センサス基礎調査の主たる目的ではないものの、結果的に把握したデータを層化項目とすることも考えられるという意見がございました。

1回目の概要は以上でございます。

続きまして第32回目の部会、これは2回目に相当いたしますが、これに関しましては資料7の4ページ以降を御覧ください。

そこではまず第31回の部会で宿題とされました事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール、さらにビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査を加える理由の2つの点について調査実施者から説明を受け、また前回欠席をされていた委員・専門委員から意見を聴取いたしました。その後、審査メモにより調査事項の変更の総売上高の把握の論点のうち、地方公共団体の負担増への対応、他の基幹統計調査等との重複是正への対応及び回収率、補足率に与える影響の懸念への対応を中心に審議を行いました。

その結果、資料7の5ページ一番上の「・」にございますとおり、総売上高を把握することの意義について、欧米諸国における例からも総売上高を統計調査のフェイス項目として把握することは重要であり、意義があるという意見が出されました。

一方で、資料7の5ページの下から3つ目の「・」のところにありますとおり、事業所母集団データベースの整備と本調査に係る平成25年9月に実施予定の企業構造の事前把握との関係を問う意見がございました。

また、資料7の6ページの上から4行目のあたりにございますとおり、審議協力者である地方公共団体からは総売上高を調査項目とすることについて、地方や調査員の負担軽減には十分対策をとってほしいというかなり強い意見が出されました。この点につきまして地方公共団体における負担軽減方策等に関する、調整結果について調査実施者から事務局に資料を提出してもらうことといたしました。

なお、資料7の7ページの2つ目の「・」にございますとおり、他の基幹統計調査との重複の是正に関しましては工業統計調査と特定サービス産業実態調査、これらはいずれも経済産業省が所管する調査でございますが、この2つの調査に関しては総売上高のデータを移送するという計画になっており、それ以外の調査については様々な制約があり、データの移送はしないという計画でございます。それらの調査に関しては調査対象者に対して、なぜ売上高を回答する必要があるのかを納得できるような形で説明すべきであるという意見がございました。

2回目の部会の概要は以上でございます。

3回目の第33回部会に関しましては、資料7の8ページ以降でございます。この結果概要に関しましては、現在、確認のために委員、専門委員に問い合わせ中でございます。まだその確認が終わっておりませんので、「(案)」をつけさせていただいております。

この部会では、まず前回部会で宿題とされました平成26年基礎調査の前年に実施する企業構造の事前把握についての詳細な資料及び事業所母集団データベースに総売上高を反映する15の統計調査の直近の調査期日がわかる資料について総務省統計局から、また本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合の調査方法について経済産業省から説明がございました。平成26年において総売上高を把握することについては以上御紹介いたしましたように、これまで3回の議論を踏まえ大筋適当であるという合意ができたと考えておりますが、これまでの議論を整理するためにも本調査において総売上高を把握することの効果と懸念される事項について、基礎調査そのものの問題、事業所母集団データベースとの関係、さらには他の基幹統計調査との関係の3つの観点から整理した資料を事務局と調査実施者が協力の上作成していただき、次回の部会で最終的に判断をしたいと考えております。

その後、商業統計調査に関する審議については第33回の部会において一部行いました。資料7の10ページ～11ページがその概要でございます。そこでは調査事項の変更に係る従業上の地位、電子マネーによる販売の把握及びインターネット販売の把握について議論を行い、適当であるとされました。

3回目の部会の概要は以上でございます。

次回4回目の第34回部会は5月22日に行う予定であり、先ほど御紹介いたしましたとおり、経済センサス基礎調査において総売上高を把握することの是非に関する確認を行った上で、それ以外の論点に関してさらに審議を継続する予定でございます。

私の方からの報告は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続き御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、その他の報告事項でございます。

参考4にございますように、今般基幹統計である鉱工業指数の作成方法について総務大

臣に通知があり、本年4月分の確報、6月18日に公表予定でございますが、それから5年ごとの基準改定を踏まえた指数の公表が行われるとのことでございます。一応これについて通知を受理しておりますので、御報告申し上げます。

本日の議題は以上です。平成24年度の統計法施行状況の報告、またその審議がこれから進められます。また、次期基本計画の策定と本日も行われました個別の統計調査についてのそれぞれ部会における諮問、審査ということで、数多くの審査を行っていくことになるかと思えます。これは皆様にお願ひでございますが、やはり審査が集中しますとなかなかそれを遂行していくのが難しい面もございますので、あらかじめ予定されているものにつきましてはそのように、またその計画につきましてもぜひ審議の状況も踏まえながら前倒しで提出していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題は以上でございます。

最後に次回の日程につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は6月21日金曜日の13時から、本日と同様この会議室で行います。詳細につきましては別途御連絡いたします。

○樋口委員長 以上をもちまして、本日第64回統計委員会は終了いたします。どうもありがとうございました。